

教職員の懲戒処分について

令和2年5月15日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
三次市内 公立小学校 教諭（24歳）	戒告	令和元年6月15日（土）午後5時10分頃、普通乗用自動車を運転し、庄原市口和町永田の県道62号を時速約50ないし60キロメートルで走行中、自車を対向車線に進出させ、対向進行してきた男性運転の普通貨物自動車（軽自動車）に衝突させ、同男性に加療約4か月間を要する両側肋骨骨折等の傷害を負わせた。 このことは、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長

（電話） 082-513-4924

（内線） 4924

（e-mail） kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp